

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○都市計画事業の事業計画の変更認可……………

……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…

### 公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………

……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…

○土地区画整理事業の換地処分……………

……………(都市整備局市街地整備部民間開発課)…

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…

○東京都指定給水装置工事事業者の指定……………(水道局)…

○東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………(同)…

### 雑報

○東京都職員共済組合組合員選挙……………

……………(東京都職員共済組合)…

## 告示

●東京都告示第千四百三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十三年東京都告示第九十一号東京

都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。  
平成二十六年十月二十四日

東京都知事 舛添 要 一

### 一 施行者の名称

港区

### 二 都市計画事業の種類及び名称

東京都市計画公園事業第三・三・二号三田台公園

### 三 事業施行期間

平成二十三年一月二十四日から平成三十年三月三十一日まで

### 四 事業地

取用の部分

平成二十三年東京都告示第九十一号の事業地について港区三田四丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分  
変更なし

## 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十月二十四日

東京都知事 舛添 要 一

### 一 申請のあつた年月日

平成二十六年九月三十日

### 二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ひろば清和

代表者の氏名

照内 義雄

### 四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区巢鴨三丁目十五番二十号

### 五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、豊島区が推進するセーフコミュニティの実現に向けた、地域力の向上と生活の安全と質を高めるまちづくりをめざすとともに、高齢者を対象とした事業、乳幼児とその保護者を対象とした事業、世代間交流を促進する事業、生涯学習に関する事業、文化・芸術・スポーツの振興を図る事業等を行い、地域のつながりがある、豊かなコミュニティ醸成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

### 一 申請のあつた年月日

平成二十六年九月三十日

### 二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子育て支援団体さくらの実

### 三 代表者の氏名

佐々木 久美子

### 四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区代沢四丁目四十五番十八号

### 五 定款に記載された目的

この法人は、保育が必要とされる親子に対して、親同士が主体性を持って運営や保育に関わる自主教育活動を推進し、未来に向かって創造的に活動できる人間の基礎づくりを行い、将来の社会全体の利益増進に寄与するこ

とを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十六年九月三十日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日本エフラーヂュ協会

三 代表者の氏名  
小林 睦子

四 主たる事務所の所在地  
東京都目黒区大橋二丁目二十三番二十一号 樹琳館三

〇九

五 定款に記載された目的

日本エフラーヂュ協会は、「資格を取得したけれど、生かしていない」「資格を取ってみたものの、知識が浅く働く自信がない」「何か社会のために役立つ仕事をしたい」といった多くの声を受け、主に「有資格者のためのスキルアップ」を目的に、女性の社会復帰を応援したいとの思いから発足いたしました。セラピストとしての知識と確かな技術を広めていくための人材を育て、日本中へ輩出することを目的としております。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十六年九月三十日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人全国相続無料相談開催事務局

三 代表者の氏名  
久保 勇太

四 主たる事務所の所在地  
東京都新宿区神楽坂六丁目三十六番地一 神楽坂ビル

三階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、相続についての無料での相談・支援に関する事業、相続に係る知識の啓発並びに情報の提供に関する事業を行い、相続についての知識の啓発を通じて社会教育の推進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日  
平成二十六年九月三十日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人認知症サポートセンター・ねりま

三 代表者の氏名  
干場 功

四 主たる事務所の所在地  
東京都練馬区南大泉四丁目五番十四号 パークサイド

水野二〇一号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、認知症についての啓発、また認知症の本人、介護家族及び家族会への支援の充実を図る事業を展開していくことで、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により国立市下新田土地区画整理組合理事長西野利夫から換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。  
平成二十六年十月二十四日  
東京都知事 舛 添 要 一

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。  
なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年十月二十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。  
平成二十六年十月二十四日  
東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名  
ブラザー・交通公社新宿共同ビル

二 店舗所在地  
新宿区新宿三丁目四十五番一号

三 設置者名  
ナイト・ジャーニー特定目的会社  
ほか一名

<p>指定番号 商号 代表者 住所 指定年月日</p>	<p>四 設置者住所 中央区日本橋二丁目四番一号ほか          変更前の駐車場の位置及び収容台数 隔地 八台          六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 隔地 八台          七 変更前の駐車場の位置及び収容台数 五か所 隔地          八 変更後の駐車場の位置及び収容台数 四か所 隔地          九 変更日 平成二十七年六月一日          十 届出日 平成二十六年九月三十日          十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)          十二 縦覧期間 平成二十六年十月二十四日から平成二十七年二月二十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。          十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>東京都指定給水装置工事事業者の指定について</p>	<p>水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第十六条の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。          平成二十六年十月二十四日          東京都水道局長 吉田 永</p>
<p>東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について</p>	<p>水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。          平成二十六年十月二十四日          東京都水道局長 吉田 永</p>

雑報

東京都職員共済組合会互選議員選挙について

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)

<p>三三二九 有限会社 佐藤工業 所</p>	<p>七二〇三 猪俣設計 猪俣 鏡子 小平市小川町一丁目五百番地の十</p>	<p>三三二三 有限会社 栄光設備 龍 江戸川区平井七丁目二十番十二号</p>	<p>八四九五 富士設備 小俣 攻 八王子市川口町二千六百六十番地</p>	<p>六〇二〇 西武設備 株式会社 栗崎 萬夫 杉並区高円寺北一丁目五番六号</p>	<p>指定番号 商号 代表者 住所 廃止年月日</p>	<p>九〇二二 株式会社 アウトリガ 川田 義和 八王子市長沼町二百九番地二一〇三</p>
<p>三三二九 有限会社 佐藤 和良 板橋区高島平一丁目十一番十一号</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>	<p>同日</p>

号) 第九条第二項並びに東京都職員共済組合定款(昭和三十  
 十七年十二月一日公告) 第九条及び第十条の規定に基づき、  
 東京都職員共済組合組合互選議員選挙を次のとおり執行  
 する。

平成二十六年十月二十四日

東京都職員共済組合

理事長 秋 山 俊 行

一 選挙の日時 平成二十六年十一月十四日 午前九  
 時から午後三時まで

二 開票の日時 平成二十六年十一月十四日 午後五  
 時から

三 投開票所 東京都職員共済組合組合互選議員  
 選挙執行要領において定める場所

四 立候補届出期間 平成二十六年十月二十七日から同月  
 三十一日まで

五 選挙区・選挙長・立候補受付場所等

選挙区	選挙すべき 議員の数	選挙長	立候補受付場所
第一区	三	東京都総務 局総務部長 榎本 雅人	選挙管理室(東 京都職員共済組 合事務局管理部 総務課)
第二区	四		
第三区	三		

発行所 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号(代) 郵便番号 163-8001  
 定価 本号 三〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)  
 印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区小石川二丁目三番七  
 号(代) 郵便番号 112-0002

